

平成24年8月31日判決言渡 同日原本受領 裁判所書記官

平成24年(ワ)第28号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成24年7月2日

判 決

山口県

原 告

同訴訟代理人弁護士

[Redacted]

田 邊 一 隆

京都市

被 告

同代表者代表取締役

同訴訟代理人支配人

アイフル株式会社

[Redacted]

[Redacted]

主 文

- 1 被告は、原告に対し、金417万6428円及び内金346万1952円に対する平成24年2月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、1項に限り仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、いずれも貸金業者である被告及び株式会社ライフ（以下「ライフ」という。被告は、ライフを吸収合併し、その権利義務を承継している。）の顧客であった原告が、被告に対し、被告及びライフとの間の継続的な金銭消費貸借取引（被告との間で1件、ライフとの間で2件の継続的な金銭消費貸借取引がある。）において、利息制限法（平成18年法律第115号による改正前の

もの)の制限利率で引き直して計算するといずれも過払金が生じているとして、各不当利得返還請求権に基づき、過払金合計346万1952円及び平成24年2月6日までに発生した民法704条所定の確定利息合計71万4476円並びにうち過払金合計346万1952円に対する同月7日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による各利息金の支払をそれぞれ求める事案である。

第3 争いのない事実等

- 1 被告及びライフは、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者であり、被告は、平成23年7月1日、ライフを吸収合併し、その権利義務を承継した（弁論の全趣旨）。
- 2 原告は、被告との間で、平成11年10月14日から平成23年10月18日までの間、別紙1「計算書」の「貸付金」欄及び「支払金」欄記載のとおり、継続的な金銭消費貸借取引を行った（甲1。以下、この取引を「本件取引1」という。）。本件取引1は、基本契約の下で、借入限度額の範囲内で借入れと返済を繰り返すことを予定して行われたもので、その返済の方式は、各支払期日に、借入後残高に応じた元金とともに、利息（利息計算方法は、残元金×実質年率（29.20%）÷365日×各回の利用日数である。）を支払う、いわゆるリボルビング方式の一つである（乙2の1、2、弁論の全趣旨）。
- 3 原告は、ライフとの間で、平成7年8月10日から平成23年11月28日までの間、別紙2「計算書」の「貸付金」欄及び「支払金」欄記載のとおり、継続的な金銭消費貸借取引を行うとともに、平成9年5月28日から平成20年12月29日までの間、別紙3「計算書」の「貸付金」欄及び「支払金」欄記載のとおり、継続的な金銭消費貸借取引を行った（甲2。以下、これらの取引を順に「本件取引2」「本件取引3」という。）。

第4 争点及び当事者の主張

- 1 被告及びライフは、悪意の受益者か。
 - (1) 原告の主張

被告及びライフは、貸金業者であり、利息制限法の制限利率を超える利息の弁済を受けている上、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有し、かつ、そのような認識を有するに至ったことにつきやむを得ないといえる特段の事情も認められないから、民法704条の悪意の受益者に該当する。

被告が、貸付の都度、原告に交付したと主張する書面（後記本件書面2）には、確定的な返済期間、返済金額等の記載がなく、一般消費者である原告にとって、かかる書面の記載事項から確定的な返済金額を計算することは容易ではなく、確定的な返済金額に準じる記載とはいえないし、初期の書面（後記本件書面1）については、次回返済金額、最終返済期限の記載すらなく、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）17条1項所定の事項を記載した書面（以下「17条書面」という。）の要件を満たしていないことは明らかである。

(2) 被告の主張

被告及びライフは、法改正及び最高裁判例の変遷に対し、その都度誠実に対応し、原告に対しても17条書面及び貸金業法18条1項所定の事項を記載した書面（以下「18条書面」という。）を交付する態勢を整え、現に交付していたものである。

被告が、本件取引1において、貸付の都度、平成14年8月末日の書式改訂以降に交付した書面（後記本件書面2）には、「最終ご返済期限」「残返済回数」「各回ご返済期日」「各回元金支払予定額」の記載があり、これらの記載は「確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる」記載であることは明らかであるし、前記書式改訂の前に交付していた書面（後記本件書面1）にも、「次回返済期日」「次回返済元金及び利息」「利用残高」の記載があり、元金定額方式のリボルビング方式が採られた本件取引1においては、借主である原告は、簡単な計算で、借入額、毎回の返済元金、完済までの返済期間を知ることができるから、「確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる」記載があるといえる。

このように、被告及びライフには、貸金業法43条1項の適用があると認識していたことにつきやむを得ないといえる特段の事情があるというべきであり、過払金の取得について悪意の受益者ではないから、民法703条に基づき現存利益を返還する義務を負うにとどまる。

2 過払金に付すべき利息の発生時期

(1) 原告の主張

過払金に付すべき利息は、過払金発生時から発生する。

(2) 被告の主張

過払金に付すべき利息は、訴状送達日の翌日か、少なくとも、取引終了日の翌日に発生すると考えるべきである。

3 過払金を新たな借入金債務に充当する場合に、過払利息を充当することができるか。

(1) 原告の主張

過払金元金のみならず利息についても、その後の借入金債務に充当される。

(2) 被告の主張

過払金から生じる法定利息についてまで借入金債務に充当しなくても、権利関係が複雑になることはない。むしろ、過払利息の貸付債務への充当を認めると、実質的に重利となり不当である。

第5 当裁判所の判断

1 争点1（被告の悪意）について

(1) 貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情（以下「平成19年判決の判示する特段の事情」という。）があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるものというべきである（最高裁判所平成1

9年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁)。

- (2) これを本件についてみると、貸金業者である被告及びライフは、制限利率を超過する約定利率で原告との間で本件各取引を行い、制限超過部分を含む各弁済金を受領し、当該各弁済は貸金業法43条1項の適用要件を欠くのであるから、被告及びライフは、過払金の取得につき、悪意の受益者と推定される。

そして、本件取引1については、被告が、原告に対し、各貸付ないし返済の際に、各取引日に対応する「ご利用明細書兼領収書」(乙3)をそれぞれ交付していたものと一応推認されるものの、平成11年10月14日から平成14年4月5日までの各貸付の際に交付されていた書面(同書面には、「取引金額」「ご利用残高」「次回返済期日」の記載がある。以下「本件書面1」という。)の記載事項だけでは「確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる」(最高裁判所平成17年12月15日第一小法廷判決・民集59巻10号2899頁参照)記載があるとみることはできない。また、平成14年12月3日から平成20年4月10日までの各貸付の際に交付されていた書面(同書面には、「取引金額」「ご利用残高」「融資余裕額」「次回返済金額」「次回返済期日」「残返済回数」「各回返済期日」「各回元金支払額」「最終返済期限」の記載がある。以下「本件書面2」という。)については、「確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる」記載があるとみる余地がないが、原告が初めて本件書面2を受け取った時点である平成14年12月3日の時点において、制限利率で引き直して計算された残元金は25万3829円(被告の計算では、25万3490円)であり、その時点の本件書面2に記載された「ご利用残高」額47万5825円との間に相当の開きがあり、本件書面2に記載された最終返済期限(同時点では、平成18年12月26日)と本来の充当計算に従って算出される返済期間等との間にかなりの違いがあり、本件書面2は、借主である原告にとって、今後の返済計画を立てるために有用なものとはなっていないのであるから、借主が自己の債務

の状況を把握し、返済計画を立てることを容易にするとの17条書面の記載事項の趣旨・目的に照らすと、本件書面1から本件書面2に書式が改訂されたからといって、被告に平成19年判決が判示する特段の事情があるということとはできないというべきである。

そうすると、本件取引1につき、被告に平成19年判決が判示する特段の事情があるということとはできず、被告は過払金の取得につき悪意の受益者と推定されるというべきであり（最高裁判所平成23年12月1日第一小法廷判決・裁判所時報1545号2頁参照）、本件記録を精査しても、この推定を覆すべき事情は見当たらないから、被告は、本件取引1の過払金の取得について民法704条の悪意の受益者というべきである。

また、本件取引2及び本件取引3については、一件記録を検討しても、そもそも、ライフが原告に対し、各貸付及び返済の際に、17条書面及び18条書面に対応する書面を交付していたことを認めるに足る証拠はなく、ライフの過払金の取得についての悪意の受益者との推定を覆すべき事情も見当たらないから、ライフは、本件取引2及び本件取引3の各過払金の取得について民法704条の悪意の受益者というべきで、被告は、この地位を承継したというべきである。

- (3) 以上より、被告は本件取引1につき、ライフは本件取引2及び本件取引3につき、それぞれ各過払金の取得について悪意の受益者であり、被告は、かかるライフの地位を承継するというべきである。これに反する被告の主張は理由がない。

2 争点2（利息の発生時期）について

金銭消費貸借の借主が利息制限法1条1項所定の制限を超えて利息の支払を継続し、その制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生した場合において、貸主が悪意の受益者であるときは、貸主は、民法704条前段の規定に基づき、過払金発生時から同条前段所定の利息を支払わなければならない（大審院昭和2年（オ）第195号同年12月26日判決・法律新聞2806号15頁参

照)。そして、前記のとおり、被告及びライフは、悪意の受益者であるから、各過払金発生時から利息が発生する。これに反する被告の主張は理由がない。

3 争点3（利息の充当）について

過払金元金と元金に対する法定利息がある場合において、当事者間に特段の充当合意がないときは、過払金元金のみならず元金に対する法定利息についても、その後発生する借入金債務に充当して全体を一括精算することが当事者の合理的意思に合致するものと解するのが相当であり、これに反する被告の主張は理由がないというべきである。

4 以上を前提に、本件各取引を、それぞれ利息制限法の制限利率に引き直して計算すると、別紙1ないし3各「計算書」記載のとおりとなり、平成24年2月6日時点における過払金（残元金）の額は合計346万1952円（別紙1ないし3各「計算書」の「残元金」欄の金額を合計したもの。）であり、同日時点における確定利息は合計71万4476円（別紙1ないし3各「計算書」の「未払利息」欄の金額を合計したもの。）である。

5 以上によれば、原告の請求は理由があるから、これを認容することとし、主文のとおり判決する。なお、仮執行の免脱宣言については、相当でないからこれを付さないこととする。

山口地方裁判所岩国支部

裁 判 官 高 見 進 太 郎

これは正本である。

平成 24 年 8 月 3 / 日

山口地方裁判所岩国支部

裁判所書記官 碓 井 朗

